

「(仮称) 宇都宮市自治会に関する条例」
制定にかかる意見書

令和6年1月25日

「(仮称) 宇都宮市自治会に関する条例」制定懇談会

目次

はじめに	1
1 条例に盛り込むべき内容（骨子案）について	2
(1) 条例制定の目的について.....	2
(2) 基本理念について.....	4
(3) 関係者の役割について.....	6
① 自治会.....	6
② 市民.....	9
③ 地域活動団体及び非営利活動団体.....	10
④ 事業者及び住宅関連事業者.....	11
⑤ 市.....	13
(4) 条例の名称について.....	16
2 自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組について	17
3 今後の地域のまちづくりに関する意見について	19
4 「(仮称) 宇都宮市自治会に関する条例」制定懇談会での協議経過	20

はじめに

当懇談会は、自治会、関係団体、NPO、事業者、市議会議員、公募市民、学識経験者といった様々な背景や考え方を持つ委員15名で構成され、令和6年8月1日開催の第1回以降、計4回の会議を開催し、また若手経営者や子育て世代の方に意見を聞く機会を設け、市が「(仮称)宇都宮市自治会に関する条例」を制定するに当たり、条例の在り方や内容について議論を重ねてきました。

自治会は、地域住民が地域的な共同活動を行う団体として、市全域で組織され、市の重要なパートナーとして、住民相互の親睦や交流にとどまらず、防災、防犯、環境美化、交通安全、子育て支援や福祉など、広く公共的な分野の取組に参加・協力し、他団体と連携・協働しながら、多くの市民が日々の活動を通じて誰もが暮らしやすい地域社会を支える要となる存在です。

しかしながら、少子超高齢化の進行に伴う社会環境の変化や、多世代同居の減少、マンション等の増加、共働きや高齢者就業の増加などの市民のライフスタイルの変化を背景に、自治会加入率の減少や自治会役員の担い手不足等の課題が顕在化しており、この状況が続ければ、将来的な地域住民の交流の減少や、防災、防犯など地域の誰にとっても必要な取組の停滞につながるおそれがあります。

市においては、これまでも、自治会の魅力向上に資する取組を支援する補助制度の創設をはじめ、自治会に対する様々な支援策を実施してきましたが、自治会活動の活性化や役員等の担い手の確保、また新しい時代に応じた組織づくり等は十分に進んでいるとは言えません。

こうした状況を踏まえ、市民等が広く自治会に対する理解を深めつつ、自治会がより魅力的な地域活動と組織運営を行うとともに、多様な主体が協力・連携する意識を育んでいくことが求められており、そのきっかけとなり、後押しするのがこの条例です。

当懇談会では、人と人との支え合いによる地域活動において自治会が重要な役割を担う存在であるという認識の下、将来にわたって持続可能な自治会を実現するとともに、誰もが暮らしやすい地域社会を将来の世代に継承するため、市民や関係団体、事業者、市に求められることなどについて議論を行い、この意見書を取りまとめました。

市におきましては、条例を制定するに当たり、当懇談会の議論の趣旨を十分に反映するとともに、条例の制定を契機として、関係者と連携しながら、自治会の維持や活動の活性化の実現に向けて、施策・事業の更なる充実と推進に取り組むことを期待します。

令和6年11月

「(仮称)宇都宮市自治会に関する条例」制定懇談会
会長 石井 大一朗

1 条例に盛り込むべき内容（骨子案）について

(1) 条例制定の目的について

条例制定の「目的」について、当懇談会では以下の意見がありました。

懇談会の主な意見

- ・ 「持続可能な自治会活動」を一番大切な視点とすべきではないか。
- ・ 自治会への加入や活動への参加の促進によって持続可能な自治会が実現できるのではないか。
- ・ 自治会への加入促進以前に「活性化」に取り組むべきではないか。
- ・ 様々な地域の活動が人と人との「支え合い」によって成り立っていることを明確にすべきではないか。
- ・ 市民の「やってみたい」「こうだったらいいのに」という思いが尊重され、実現に結びつくまちを目指すべきではないか。
- ・ 自治会に関する条例である趣旨を明確にするため、「地域」「地域住民」「身近」などの要素を盛り込むべきではないか。
- ・ 自治会の役割として最も重要と考えられる「防災」や「安全安心なまちづくり」などの要素を盛り込むべきではないか。
- ・ 将来を担う子どもたちが自治会に関わるという趣旨を盛り込むべきではないか。
- ・ 自治会の活動内容は防災、防犯などに限定されるものではなく、また、外国籍の方など多様な属性の方に対する視点も重要であることから、条例の条文としてはできるだけ限定せず、様々な内容や対象を含みうる表現を用いるべきではないか。
- ・ 自治会が日々、身近な地域で地道な活動を継続することで、誰もが暮らしやすいまちを将来の世代に受け継いでいるという趣旨を盛り込むべきではないか。
- ・ 自治会の活性化に不可欠である「加入促進」に取り組むという趣旨をさらに明確に打ち出すべきではないか。
- ・ 市民における自治会への理解や認識が様々である状況を踏まえ、「加入促進」を本条例の直接的な目的として強調し過ぎるのではなく、「自治会は市

民のためにある」ことを丁寧に伝えるなど、できるだけ納得や共感を得られる表現を工夫すべきではないか。

上記の意見を踏まえ、条例制定の「目的」として以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

条例制定の目的（条例の骨子案）

- ・ この条例は、自治会が人ととの支え合いによる地域活動において果たす役割の重要性を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に関する基本理念を定め、自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市（※市には教育委員会等を含む）の役割について明らかにします。

また、自治会の持続可能性を確保し、誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承することを目的とします。

(2) 基本理念について

「基本理念（自治会の維持・活性化に向けた取組に当たって大切にすべき考え方）」について、当懇談会では以下の意見がありました。

懇談会の主な意見

（関係者の協働）

- ・ あらゆる世代がお互いの立場を尊重し、地域のことについて話し合い、決定事項について皆が協力して行うことが求められるのではないか。
- ・ 市民一人ひとりが「自分たちが住むまちは自分たちで解決する」という姿勢を持つべきではないか。
- ・ 関係者それぞれの役割分担を明確にしつつも、「協働」の意識を薄れさせないようにすべきではないか。
- ・ 地域の公共的活動は生活の身近な場所で実施されていて、誰もがその恩恵を受けていることを理解するとともに、同じ地域社会で共生する一員として垣根なく、労働などの社会的資本を共有する意識を持つべきではないか。
- ・ NPOや地元企業、自治会に関わる様々な団体と一緒にになって自治会を盛り立てていくことが求められるのではないか。

（自治会の重要性等の認識・共有）

- ・ 自治会は地域まちづくり組織の役員をはじめ、地域活動における幅広い担い手であることの理解を広めることが必要ではないか。
- ・ 公共的な取組に協力するという意識づくりが必要ではないか。

（地域住民の多様な価値観や自治会の自立性、地域特性等の尊重）

- ・ 市民の「やってみたい」「こうだったらいいのに」という思いが尊重され、実現に結びつく地域まちづくりを目指すべきではないか。（再掲）
- ・ 本来自治会は独立した地域のコミュニティであり、住民が自主的に地域の課題や困りごとを解決していくべきではないか。

上記の意見を踏まえ、「基本理念」として以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

基本理念（条例の骨子案）

- ・ 自治会、市民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市は、等しく地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域活動に取り組むものとします。
- ・ 誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちを実現し、将来の世代に継承するために自治会が重要な役割を担っており、今後も維持されるべき存在であることを関係者が認識し、共有するものとします。
- ・ 地域住民の相互理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自主性、自立性及び地域の特性を損なわないよう配慮するものとします。

(3) 関係者の役割について

① 自治会

自治会の維持及び活動の活性化に向けた「自治会の役割」について、当懇談会では以下の意見がありました。

懇談会の主な意見

(公共的課題の解決)

- ・ 本来自治会は独立した地域のコミュニティであり、住民が自主的に地域の課題や困りごとを解決していくべきではないか。（再掲）
- ・ 特定の人々の間で意思決定が行われてしまったり、業務が集中したりしないよう、持続可能な仕組みづくりに徹することが重要ではないか。
- ・ 様々なつながりが希薄になっている中で、例えば、若者や高齢者をつなげるなど、社会的なつながりやコミュニケーションに関するニーズに対応することが重要ではないか。
- ・ 地域のお祭りなどの伝統行事の継承も重要な役割の一つではないか。

(透明性の向上、開かれた組織づくり)

- ・ 「自治会が何をやっているのかわからない」との意見もあることから、自治会の透明性の向上や、自治会加入の魅力及びメリットの「見える化」により一層取り組むことが重要ではないか。
- ・ 特定の人々の間で意思決定が行われてしまったり、業務が集中したりしないよう、持続可能な仕組みづくりに徹することが重要ではないか。（再掲）
- ・ 自治会加入世帯であっても同居している若い世代が自治会活動に関わっていないなかつたり、関わりづらさを感じたりする場合もあることから、活動参加のハードルが下がる仕組みづくりを含め、若い人の参加を促し、意見を運営に取り入れることが重要ではないか。
- ・ 様々な事情で自治会に関わりたくても関われない人もいることから、自治会未加入者が気軽に自治会活動に参加できる環境づくりが重要ではないか。

- ・ 性別を理由として固定的に役割を分ける考え方の解消や意思決定の場における女性の活躍促進など、自治会においても男女共同参画の視点をより一層強く持つことが重要ではないか
- ・ 将来を担う子どもたちが自治会に関わるという趣旨を盛り込むべきではないか。（再掲）

(住民ニーズに応じた活動の見直し、活動の適正化)

- ・ 自治会の規模に合わせた活動内容の「縮充」（人口などに合わせて規模は縮小させるがより豊かで充実した内容とする）が重要ではないか。
- ・ 特定の人々の間で意思決定が決まってしまったり、業務が集中したりしないよう、持続可能な仕組みづくりに徹することが重要ではないか。（再掲）
- ・ 仕事を持っている若い人が働きながら自治会長を務められる環境づくりが重要ではないか。

(関係団体との連携)

- ・ 自治会の役割として、他の団体と連携して地域活動に取り組むことが重要ではないか。
- ・ N P Oがより地域に根差した活動をするため、自治会の会議などに参加しやすくすることが重要ではないか。
- ・ 自治会との連携や協力に前向きな事業者も存在することから、自治会に加入できることや自治会への協力として期待することについての事業者へのPRの強化が重要ではないか。

上記の意見を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に向けた「自治会の役割」として、以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

自治会の役割（条例の骨子案）

- ・ 自治会は、地域住民による民主的な運営の下、地域住民相互の親睦及び交流を促進するとともに、その地域における公共的課題の解決に努めること

により、誰もが身近な地域で共に支え合い、安全に、かつ安心して暮らすことができ、夢や希望をかなえることができるまちの実現と将来の世代への継承に努めるものとします。

- ・ 自治会は、自治会に対する地域住民の理解を深め、自治会への加入及び活動への参加を促すため、その活動状況に関する情報の積極的な提供等により、その運営の透明性の向上を図り、地域住民にとって分かりやすく、誰もが参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとします。
- ・ 自治会は、自治会の維持及び活動の活性化を推進するため、地域住民の意向を的確に把握し、その活動に反映するとともに、運営の効率化や活動の適正化により役員等の負担軽減を図るよう努めるものとします。
- ・ 自治会は、その活動を補い合い、又は深めるため、自治会の連合体、他の自治会、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び市と連携し、協働して地域活動に取り組むよう努めるものとします。

② 市民

自治会の維持及び活動の活性化に向けた「市民の役割」について、当懇談会では以下の意見がありました。

懇談会の主な意見

- ・ 市民に対して自治会への加入を義務化することはできないことを前提としつつ、できるだけ自治会に関心を持ち、自治会に関わっていくことを求めていくことが重要ではないか。
- ・ 市民一人ひとりが「自分たちが住むまちの課題は自分たちで解決する」という姿勢を持つことが重要ではないか。
- ・ 地域の公共的活動は生活の身近な場所で実施されていて、誰もがその恩恵を受けていることを理解するとともに、同じ地域社会で共生する一員として垣根なく労働などの社会的資本を交換する意識を持つことが重要ではないか。（再掲）

上記の意見を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に向けた「市民の役割」として、以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

市民の役割（条例の骨子案）

- ・ 市民は、地域社会を構成する一員であることを認識し、地域活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深めるよう努めるものとします。
- ・ 市民は、自治会への加入や自治会活動への参加を通じて地域活動に参加するよう努めるものとします。

③ 地域活動団体及び非営利活動団体

自治会の維持及び活動の活性化に向けた「地域活動団体及び非営利活動団体の役割」について、当懇談会では以下の意見がありました。

懇談会の主な意見

- ・ NPOや地元企業、自治会に関わる様々な団体と一緒にになって自治会を盛り立てていくことが重要ではないか。（再掲）
- ・ 子ども会への入会をきっかけとして子育て世代が自治会に加入することがあることから、多様な地域活動団体との連携を推進することが重要ではないか。
- ・ 地域活動団体にとっても、地域の人々とのネットワークの構築など観点から、自治会と密着して活動していくことが重要ではないか。
- ・ 担い手不足等の課題を抱える自治会に対してNPOがイベント開催などへの協力を行う事例が生まれており、こうした取組を後押しすることが重要ではないか。

上記の意見を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に向けた「地域活動団体及び非営利活動団体の役割」として、以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

地域活動団体及び非営利活動団体の役割（条例の骨子案）

- ・ 地域活動団体及び非営利活動団体は、地域活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深めるよう努めるものとします。
- ・ 地域活動団体及び非営利活動団体は、その活動内容や特性に応じて、自治会活動に積極的に参加及び協力し、協働して地域活動に取り組むよう努めるものとします。

④ 事業者及び住宅関連事業者

自治会の維持及び活動の活性化に向けた「事業者及び住宅関連事業者の役割」について、当懇談会では以下の意見がありました。

懇談会の主な意見

(事業者)

- ・ 事業者は、事業所が立地している自治会の活動に協力する部分と、従業員が自治会活動に参加できるよう後押しする部分があり、両方とも事業者の役割として重要ではないか。

(住宅関連事業者)

- ・ 住宅関連事業者は、引っ越し等で新たにその地域の住民になった方に対する「道先案内人」として、地域活動や自治会活動に関する広報や紹介などに協力する役割を担うことが重要ではないか。

上記の意見を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に向けた「事業者及び住宅関連事業者の役割」として、以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

事業者及び住宅関連事業者の役割（条例の骨子案）

- ・ 事業者は、地域活動における自治会の意義及び重要性について理解と関心を深めるよう努めるものとします。
- ・ 事業者は、その事業内容や特性に応じて、自治会活動に積極的に参加及び協力するよう努めるものとします。
- ・ 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会に加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。
- ・ 住宅の建築等を行う事業者は、当該住宅の入居者（入居しようとする者を含む。）と当該住宅が所在する地域住民との良好な近隣関係が保持されるよ

う努めるものとします。

- ・ 住宅の建築等を行う事業者は、当該住宅が所在する地域の自治会に対して、当該住宅に入居しようとする者の自治会への加入に資する情報を提供するよう努めるものとします。
- ・ 住宅の建築等を行う事業者は、当該住宅に入居しようとする者に対して、自治会への加入又は自治会の設立に資する情報を提供するよう努めるものとします。

⑤ 市

自治会の維持及び活動の活性化に向けた「市の役割」について、当懇談会では以下の意見がありました。

懇談会の主な意見

(全般)

- ・ 自治会支援について市が真剣に取り組むことを明確に示していくことが必要ではないか。

(関係者の連携・協働)

- ・ 自治会と様々な関係団体が連携するための環境づくりに取り組むことを市の役割とすべきではないか。
- ・ 若い人を含めて自治会の在り方について話し合うなど、自治会活動をアップデートするための場作りに市が取り組むべきではないか。

(意識づくり)

- ・ 公共的な取組に協力するという意識づくりを、市が市民や関係団体に広く呼び掛けていくべきではないか。
- ・ 多様な関係者による自治会への協力が促進されるよう、自治会の今後の役割について地域の様々な人々が話し合える場を市が作るべきではないか。

(個別の自治会への支援)

- ・ 自治会としては解決が難しい課題が出た場合には、市が解決に向けて協力することが必要ではないか。
- ・ 市民の地域活動や市民参加を市が積極的にサポートする仕組み、特に継続的な支援に力を入れることが必要ではないか。
- ・ 自治会の取組の活性化に向けて市が研修会の開催などの形で関わるべきではないか。

(自治会の負担軽減)

- ・ 仕事を持っている若い人が働きながら自治会長を務められる環境づくり

が必要ではないか。

- ・ 市の様々な部署からの自治会への協力依頼が自治会の負担につながっていることから、行政内部の縦割りを解消し、自治会への依頼事項を削減するとともに、円滑な自治会に向けて積極的に協力する環境づくりが必要ではないか。

(市職員の自治会加入促進、活動への参加)

- ・ 市職員が自ら率先して自治会に参加し、活動を活性化すべきではないか。

上記の意見を踏まえ、自治会の維持及び活動の活性化に向けた「市の役割」として、以下の内容を盛り込むことが望ましいと考えます。

市の役割（条例の骨子案）

- ・ 市は、基本理念にのっとり、自治会の維持及び活動の活性化に関する施策を立案し、総合的に推進する責務を有するものとします。
- ・ 市は、地域活動の効果的な推進に向けて、地域の多様な主体が相互に支え合い、協力及び連携が図られるよう必要な環境の整備を行うものとします。
- ・ 市は、自治会に関する関係者の理解を深めるとともに、地域の多様な主体による自治会への参加及び協力を促進するため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとします。
- ・ 市は、自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組が円滑に進むよう、自治会からの相談に応ずるとともに、研修の実施、情報の提供及び助言その他の必要な措置を講じるものとします。
- ・ 市は、施策、事業等の実施に当たり、自治会に協力を依頼する場合においては、関係部局間の連携に努め、自治会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとします。

- ・ 市は、職員に対し、その居住する地域の自治会への加入を促進し、及び活動に参加することに配慮するものとします。

(4) 条例の名称について

「条例の名称」について、当懇談会では以下の候補が挙げされました。

条例の名称候補

- ・ うつのみやきずな条例
- ・ 宇都宮市みんなのための自治会条例
- ・ 宇都宮市地域で支え合う自治会条例
- ・ 宇都宮市地域の和をつなぐ自治会条例
- ・ 宇都宮市未来へつなぐ自治会ささえあい条例
- ・ 宇都宮市未来へつなぐ地域の和きずな条例
- ・ 宇都宮市地域の和を未来へつなぐ自治会条例
- ・ 宇都宮市自治会活動活性化条例

上記の候補の中で、当懇談会では「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」とすべきとの意見が最も多かったところであります。

市におかれましては、当懇談会の議論を踏まえ、条例の内容を的確に表すとともに、市民にとって分かりやすく、自治会に対する前向きなイメージを共有することができる名称を付すことを期待します。

2 自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組について

自治会の維持及び活動の活性化の実現のためには、条例の制定を契機として、具体的な取組を充実させることが求められます。

自治会の維持及び活動の活性化に向けた取組について、当懇談会では以下の意見がありました。

懇談会の主な意見

(自治会の加入促進や活性化)

- ・ 防犯灯の管理をはじめ、自治会が市民にとって役立つ取組を実施していることが十分に理解されていないことから、自治会の役割を分かりやすく示した広報の充実に取り組んではどうか。
- ・ 自治会に協力する企業の立場からは個々の自治会の活動内容が十分に伝わってこないと感じるため、現状把握と情報発信に取り組んではどうか。
- ・ 自治会に関する関心を高め、加入を促すため、若者を含め今後の自治会について地域の関係者が話し合う場を創出してはどうか。
- ・ 単身高齢世帯など自治会費の負担を理由として自治会を退会する例があることから、退会防止に向けた事業に取り組んではどうか。
- ・ 自治会活動の活性化には一定の資金が必要となることから、自治会長への手当など一定の自治会活動に対して市が費用を払う仕組みを創出してはどうか。

(負担軽減)

- ・ 自治会加入に当たり自治会長を調べて電話するといった手間を削減するため、QRコード等から気軽に自治会加入の申込みができる仕組みを創出してはどうか。
- ・ 自治会役員などの負担軽減に向けて、自治会費の口座振替の導入や回覧板の電子化に取り組んではどうか。
- ・ 自治会が担っている地域活動は多岐にわたるが、活動の内容が形骸化しているものもあることから、取組の廃止を含めて実態に応じた見直しを実施してはどうか。

(事業者との連携)

- ・ 自治会支援に前向きな事業者からの協力が得られるよう、賛助会員などの形で自治会に加入できることや、行事への参加など自治会として事業者に協力を期待することについての積極的なPRに取り組んではどうか。
- ・ 豪雨災害などにおける支援のニーズに対応できるよう、事業者と自治会との連携強化に取り組んではどうか。

(住宅関連事業者との連携)

- ・ 事業者が自治会長の連絡先を確認するために市役所の自治会連合会まで出向いているが、幅広く事業者に協力を求める観点から、連絡先の確認に係る負担の軽減に取り組んではどうか。
- ・ 特に賃貸の集合住宅についてはオーナーの判断で集合住宅全体として自治会に加入する事例が少なくないが、加入の方法や会費の設定など具体的な取扱いは自治会毎に様々であることから、住宅関連事業者からオーナーへの働きかけがより円滑にできるよう、市内の事例などを整理したガイドラインの作成に取り組んではどうか。
- ・ 集合住宅の一部の住人が自治会会員である場合など、文書の回覧を円滑に行うことが難しい場合があることから、補助金の創設などを通じて回覧文書を掲示するための掲示板の設置を促進してはどうか。

(学校との連携)

- ・ 将来を担う子どもたちが自治会の重要性を理解することが重要であることから、地域との連携を進めている学校と連携し、子どもたちに対して自治会の重要性について啓発してはどうか。

上記の意見を踏まえ、「1 条例に盛り込むべき内容（骨子案）」で示した関係者の役割に応じて、それぞれの関係者が具体的に取り組むべき事業の具体化に速やかに着手し、相互に連携・協力して取り組むことを期待します。

3 今後の地域のまちづくりに関する意見について

当懇談会では「(仮称) 宇都宮市自治会に関する条例」について議論を重ねてきましたが、将来を見据えた自治会そのものの在り方を含め、本市に相応しい地域のまちづくりを実現するために議論すべき点について、当懇談会では以下の意見がありました。

懇談会の主な意見

- ・ 本市では自治会が様々な分野の公益的な取組を担っているが、都心では自治会の役割が限定的になっている中で、引き続き自治会に多くの役割を期待するのか、自治会の役割と負担を減らし気軽に参加しやすい組織を目指すのか、将来的な方向性について整理が必要ではないか。
- ・ 本市の自治会は1,000世帯を超える大規模の自治会から、10世帯未満の非常に小規模の自治会まで様々であるが、自治会の担い手不足が深刻になる中で、特に小規模の自治会の再編等についても議論が必要ではないか。
- ・ 本市では、自治会とともに、地域団体相互のネットワーク組織である「地域まちづくり組織」が地域のまちづくり活動を支えているが、各種団体においても担い手不足等の課題が顕在化している中で、これから地域づくりや地域自治として本市が目指すべき姿や、地域まちづくり組織を含めた地域運営組織の在り方についても整理が必要ではないか。
- ・ 自治会を含めた地域活動団体においては、役員など意思決定の場における女性の不足や、性別によって役割を分ける考え方なども見られることから、男女共同参画の更なる推進に向けた取組が必要ではないか。

上記の意見を踏まえ、市や関係者において上記の論点について議論を深め、本市における地域のまちづくりが将来的に目指すべき方向性について整理されることを期待します。

4 「(仮称) 宇都宮市自治会に関する条例」制定懇談会での協議経過

【第1回】

開催日時	令和6年8月1日（木）15：00～17：00
協議内容	(1) 会長選出 (2) 懇談会の検討事項とスケジュールについて (3) 宇都宮市の自治会に関する現状と課題について (4) 他自治体における自治会に関する条例の制定状況について (5) 意見交換

【第2回】

開催日時	令和6年8月26日（月）10：00～12：00
協議内容	(1) 第1回懇談会における議論について (2) 懇談会の議論と条例について (3) 意見交換

【第3回】

開催日時	令和6年10月3日（木）13：15～15：15
協議内容	(1) これまでの懇談会における議論について (2) 条例の骨子案について (3) 意見交換

【第4回】

開催日時	令和6年11月7日（木）10：00～12：00
協議内容	(1) 前回の懇談会における主な意見と対応案について (2) 条例の骨子案について (3) 懇談会の意見書案について (4) 意見交換

「(仮称) 宇都宮市自治会に関する条例」制定懇談会委員

会長 石井 大一朗
副会長 藤原 由房
委員 石塚 雅一
委員 稲葉 豊
委員 梅村 英美子
委員 小澤 孝子
委員 蟹江 教子
委員 小島 弘義
委員 篠崎 圭一
委員 高村 明男
委員 永井 寛
委員 中島 寿典
委員 南部 真苗美
委員 福田 智恵
委員 綿谷 達夫

(委員 五十音順)